

(参考様式1-2)

### 事前点検シート

ふりがな	とうみし	ふりがな	ながのけんとうみしねつみどうちくかっせいかけいかく
計画主体名	東御市	活性化計画名	長野県東御市祢津御堂地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度～令和5年度 令和4年度～令和5年度	総事業費(交付金)	232,826千円(91,742千円)
活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 82,428千円 交流人口の増加 5,038名 地域産物のPR促進 30回	事業活用活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進 ・地域産物の販売額の増加 82,428千円 ・交流人口の増加 5,038名 ・地域産物のPR促進 30回

計画主体 確認の日付	年 月 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-------	-------------	-------

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		地域連携販売力強化施設を整備することにより、地域産物の販売額増加、交流人口の増加を図ることは法律および基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		事業活用活性化計画目標及び評価指標を交流対策型から設定しており、農林水産物等の販売・加工促進、評価指標は地域産物の販売額の増加82,428千円、交流人口の増加5,038名、地域産物のPR促進30回とし、交付対象事業を地域連携販売力強化施設の整備としているため、妥当と言える。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標を同一の交流対策型からの目標としており整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		平成 21 年から 25 年にかけて、本交付金を活用して事業を実施した。「交流人口の増加」と「地域産物の販売量の増加」を事業活用活性化計画目標として、事業を実施し平成 26 年度に事後評価を行った。「地域産物の販売量の増加」において目標達成率が 38.87% となったため、目標年度を平成 27 年度へ変更した改善計画書を作成し、平成 28 年度の事後評価において、目標達成率が 79.65% となり、現在は改善計画期間ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		「東御市第 2 次総合計画」で掲げる政策『地域特性を生かす農業の振興を目指す』においては『東御ブランドの確立と特産品の振興』が掲げられており、連携を図っている。また、「東御市まち・ひと・しごと創生第 2 期総合戦略で掲げる施策『地域ブランド振興と関連産業の育成』においては『千曲川ワインバレーの魅力発信拠点の整備』が掲げられており、本地区内への拠点整備が明記されている。また、「東御市農業振興計画」に掲げる『東御ブランドの確立とマーケットの創出』という基本施策においては『ワイン産業を基軸とした農畜産物のブランド化の推進』という個別施策が掲げられており、連携を図っている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		平成 29 年度に地域住民を対象としたワークショップ（全 4 回開催）により本地区の活性化を目的とした「御堂地域活用構想」を策定し、本計画はその構想が基になっている。また構想の推進にあたっては生産者・地元住民・J A・観光協会によって組織した「御堂地域活用構想推進協議会」によって推進しており、本計画についても説明しており、同協議会から意見書も提出されており、合意形成が図られている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を	○		上記のワークショップや、「御堂地域活用構想推進協議会」には女

	設けているか			性も参加しており、意見・提案をいただいた。 その他、地域産物販売促進施設の類似施設に勤務する女性スタッフにヒアリングを行い、女性参画のあり方について提案を受けた。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		事業の推進にあたっては、事業実施主体である市およびカーヴ・ド・ミドウ及び地元・生産者・JA・観光協会等で組織された御堂地域活用構想推進協議会により、事業の推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		事業内容は醸造施設および地域産物販売促進施設を整備するものであり、施設整備によりワイン用ブドウの加工および地域産物の販売の推進を図ることで、地域産物のPRが可能となることに加え、本地域の知名度が向上し、地域外からの交流人口が増加することから、活性化計画の目標「地域産物の販売額増加」「交流人口の増加」「地域産物のPR促進」、事業活用活性化計画目標である「農林水産物等の販売・加工促進」と事業内容の整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間は令和4年度から令和5年度の2年間、実施期間は令和4年度から令和5年度の2年間となっており、適切である。計画期間が2年間である点については、醸造施設を令和4年度、地域産物販売促進施設を令和5年度に整備することで令和6年度当初から目標達成のための事業を実施することができるため、目標達成に支障はないと判断した。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		施設の整備にあたっては、建築基準法に基づき建築の申請を上田建設事務所に行い、許可後に着手する。 醸造に必要な酒造免許については、所管の税務署と協議を行い、

				醸造開始までに取得する。(酒造免許取得にあたっては、竣工後に現地の確認が必要なため)
1-9	交付対象事業費は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○		全体事業費 232,826,000円 交付対象事業費 183,485,636円 交付限度額 交付対象事業費 183,485,636円×交付額算定交付率 1/2=91,742,818円>交付要望額 91,742,000円であり、交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		当該区域には市街化区域および用途地域は含まれておらず、適切である。 また、農林地面積割合は 366ha/427ha×100=85.7%であり、当該区域内の全就業者数 763人(平成27年)に対し、農林漁業従事者は 87人(平成27年)と 11.4%を占めている。また、地区内には荒廃農地を復旧したワイン用ブドウ団地 28haが整備されており、農業が重要な産業となっている。

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		新たに整備するものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		土木・建築構造物等の施工に当たっては、建築士に依頼し、建築基準法や同施行令に基づく構造検討を行い、十分な安全性の確保を行う。実施設計及び施工監理については、別途監理委託業務を依頼し、検査体制の確保を行う。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販	○		醸造施設については敷地に高低差があるため一部基礎が土留めを兼ねる構造になり、木造の場合、耐力壁をバランスよく配置する

	<p>売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			<p>ことが困難となること、また醸造室・原料処理室はスパンが大きいため、木造の場合トラス梁や集成材梁、柱が必要となりコストアップとなってしまい、加えて壁が無いため耐力壁をバランスよく配置することが困難となるため鉄骨造とするが、内装の木質化を図る。</p> <p>地域産物販売促進施設については、市が整備する施設であることから「東御市内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針（平成23年4月1日）」を参考に木造及び内装の木質化に積極的に取り組み整備する。</p>
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	○		<p>地域産物販売促進施設については建築基準法に則り、耐力壁等の基準を満たすものになるよう建築士に依頼し、施設整備を進める。（醸造施設については鉄骨造のため、該当なし）</p>
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	—		<p>該当なし</p>
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>	○		<p>醸造施設は建屋については31年（金属造・工場その他のもの）、醸造設備については10年（飲料用製造業設備）、地域産物販売促進施設は22年（木造・店舗用）であり、いずれも5年以上となっている。</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（平成4年〇月〇日付け3農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	○		<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第4の4の（2）（3）の地域活性化効果のうち地域資源加工効果および地域農林漁業等波及効果により算定。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</p>	○		<p>年効果額は63,300,000円、総合耐用年数は19年、還元率は0.0761、妥当投資額は831,802,000円、廃用損失額は0円、投資</p>

				効率は2.1である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		<p>地域連携販売力強化施設を整備する事業であり、事業内容は適切である。</p> <p>事業実施主体は醸造施設が（株）カーヴ・ド・ミドウ、地域産物販売促進施設については東御市である。</p> <p>（株）カーヴ・ド・ミドウについては、農山漁村の活性化の推進に関する活動項目として、果実酒の製造販売や観光客の集客を促進する事業を定款に定めているとともに、市と当該地区の活性化について包括連携協定を結んでいる「計画主体が指定した者」であり、地域間交流を促進するために真に必要なことから実施要領に定める要件を満たしている。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		<p>東御市が事業主体である地域産物販売促進施設の運営については、指定管理者による運営とするとともに条例を整備する。</p> <p>醸造施設の事業実施主体については、農山漁村の活性化の推進に関する活動項目を定款に定めた3者以上の構成員からなる団体であり、個人への交付ではない。またワインの醸造を目的とした施設整備であり、目的外使用の恐れはないと判断した。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○		<p>当該地区には過去のプロジェクト支援交付金で整備した醸造施設および民間事業者が整備を行った醸造施設があり、現状で地域外からワイン愛好家等が訪れているが、新たに施設整備をすることで区域内回遊が図られ、地域間交流の拠点となる地域産物販売促進施設においてもワイン愛好家等が訪れるものと考えられる。</p>
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		<p>醸造施設については市内及び近隣市町村に複数存在しているが、それぞれ自社ブドウを醸造しているため他者からの受入はしていないことに加え、圃場に隣接する醸造施設は他にないため整備が</p>

			<p>必要であることから、他者と競合するものではない。</p> <p>地域産物販売促進施設については、ワインの試飲・販売を行う類似施設が市内に存在しているが、今回整備する施設に関しては本地区に特化したPRを目的としていることに加え、圃場に隣接しており、圃場での作業体験や大型イベントの開催など、独自の事業が展開できることから、類似施設と競合するものではない。</p>
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		<p>醸造施設については自社栽培ブドウやワイン用ブドウ生産者からの受託により、秋に仕込み、春～夏にかけて熟成を行う。</p> <p>地域産物販売促進施設については、ワイン愛好家や観光客、地域住民が訪れる施設として通年営業し、地域産物の販売のほかセミナーやイベントを開催する計画である。また農繁期には作業・収穫体験の際の立ち寄り、農閑期には生産者との交流を設けるなど、季節を通じた利用を計画する。</p>
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		<p>規模については、醸造施設は自社および委託醸造を行う量を勘案した規模となっており、地域産物販売促進施設については、地域産物の販売とPR推進を行うにあたり必要な規模としている。</p> <p>設置場所については、大規模なワイン用ブドウ団地が隣接した場所であり、醸造施設においては新鮮で高品質なブドウを醸造でき利便性が高いこと、地域産物販売促進施設についてはブドウ団地の景観を楽しんだり、収穫等の作業体験を行うにあたって集客が見込める場所である。</p> <p>他施設との連携については、ワイン用ブドウ団地、醸造施設、地域産物販売促進施設が隣接しており、優れた景観環境を生かして施設一体となったPRを検討している。</p>
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に	○		<p>事業主体と地元関係者による団体（御堂地区活用構想推進協議会）で検討されており、計画に反映されているほか、今後の計画</p>

	記載されているか			に随時反映させていく。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		施設の実施設設計段階から御堂地域活用構想推進協議会の女性構成員からの意見を取り入れ、女性のスタッフや来場者も使いやすい配置とする。地域産物販売促進施設については、女性を講師としたセミナーの開催を検討するほか、施設のPRや商品開発に女性が携われるよう配慮する。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		所定の積算根拠をもとに、適切に積算を行っている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		醸造施設については、高低差を利用し効率的な醸造ができる構造とし、占有スペースの削減につとめた。地域産物販売促進施設については、平屋建てとしシンプルな構造とすることでコストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		附帯施設は交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		備品は交付対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		<p>上信越自動車道東部湯の丸ICより2km（車で5分程度）、しなの鉄道田中駅から4.5km（車で12分程度）の位置にあり、集客が見込める立地である。また近隣に宿泊施設や、観光協会による観光二次交通が提供されており、ワインを飲んでも滞在や移動できる環境が整えられている。</p> <p>施設にはワイン用ブドウ団地が隣接しており、収穫したワイン用ブドウを新鮮で高品質な状態で醸造するためには生産者にとって利便性の高い立地である。</p> <p>地域産物販売促進施設については、ブドウ団地の景観を楽しんだり、収穫等の作業体験を行うにあたって集客が見込める立地であ</p>



				る。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○		地域産物販売促進施設については市の敷地に整備し、県との非農用地調整会議が済んでいる。醸造施設については、地権者との交渉により利用権設定等が済んでいる。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○		醸造施設は522.18㎡、地域産物販売促進施設は158㎡で、1,500㎡以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	○		<p>上限事業費は183,485千円で、㎡当たりの単価は29万円以内となっている。</p> <p><b>【地域産物販売促進施設】</b>          総事業費 71,280千円          上限事業費 158㎡×290千円=45,820千円          交付限度額 45,820千円×1/2=22,910千円          なお、交付限度額を超える部分については、市が負担する。</p> <p><b>【醸造施設】</b>          総事業費 161,546千円</p>

				<p>上限事業費 522.18 m<sup>2</sup>×290 千円÷1.1=137,665 千円</p> <p>交付限度額 137,665 千円×1/2=68,832 千円</p> <p>なお、交付限度額を超える部分については、カーヴ・ド・ミドウが負担する。</p>
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○		<p>地域連携販売力強化施設の整備により、交流人口を集客するための様々な情報発信機能を備えるほか、地域産品の販売を通じて地域内外・地域間の利用者の交流に取り組む。</p> <p>また、当市は小規模ワイナリーの集積によって東御ワインのブランド化を図ってきており、地域産物販売促進施設一帯で他のワイナリーや民間事業者とともにイベント等を行うことによって、相互連携によりワイン産業の振興を図ることができるため、既存ワイナリーや民間施設との競合はない。</p>
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○		<p>ワイン用ブドウの醸造先として醸造施設を整備することによって、付加価値をつけることにより生産者の販売力強化につながっている。また、地域で生産されたワイン用ブドウを地域で醸造し、地域の施設で販売することにより、本地域のブランドとして前面にPRすることが可能となり、強力なブランド化に資する施設である。</p>
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○		<p>年間を通じて運営する施設であり、常時出勤する人材が必要であるため、継続的な雇用と所得を生み出すことを予定している。</p>
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○		<p>地区内のワイン用ブドウを加工しワインに加工することで付加価値が高まるため、6次産業化の促進に寄与している。また、施設の計画の際からワイン産業に携わる女性に意見を聴取するほか、地域産物販売促進施設で開催するセミナーには積極的に女性を活用する。</p>

2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		醸造施設については、制度資金を活用する計画であり、融資機関と必要な協議が済んでいる。地域産物販売促進施設については、市において予算措置することとしており、一般財源で対応することで財政当局とも協議済みである。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		一般競争入札で行うため、適切である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		地域産物販売促進施設については、「東御市公共施設等総合管理計画」に基づき、点検・診断に基づいた安全確保、維持管理・修繕・更新を図っていく。また「東御市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、運営事業者等に指定管理委託することとして、維持管理費については指定管理費として市から運営事業者等に支出する。 醸造施設については、事業実施主体において減価償却費を内部留保することによって更新に備える。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		中小企業診断士による診断をうけ、適正なものとして診断されている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		地域産物の加工によるブランド化を目的とする施設であり、産物の安定的供給体制の構築を図るための大規模化や生産体制の効率化を図り、産地競争力の強化に資する取組でない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付	○		他の施策において交付対象となる施設ではない。

	対象となる施設等ではないか			
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）の配分基準（令和4年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	○		「第2次上田地域定住自立圏共生ビジョン」における取り組み「地元農産物による地域経済の活性化に向けた取組」において『ワイン等を活用した地域振興連携』が掲げられている。 また、「地域別農業振興計画」における将来ビジョンにおいて、本計画が位置づけられている。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。